

開発工事写真 チェックリスト

都市計画法第29条の開発許可を受けて開発工事を行う者は、同法第36条の規定により工事が完了した際には届出をし、検査を受けることが定められています。

工事完了の検査を行うにあたり、埋設等されて目視できない事項等については写真により確認する必要があることから、「白岡市都市計画法に基づく開発行為等の手続きに関する規則」第3条第5号において、工程の主要な部分の写真を記録することを定めています。

工事の写真撮影にあたっては、以下の事項に留意して行うとともに、工事完了届に写真を添付してください。

なお、写真により確認できない箇所がある場合は、掘削や構造物の破壊検査を実施することがありますのでご注意ください。

【撮影に関する注意事項】

	工種	工程・工事箇所	注意事項	チェック
0	共通		・図面で寸法を記載しているものは、メジャー等を用いてその寸法が確認できるように撮影する	☐
			・寸法を確認するための写真は、寸法確認（測定）をしている全体写真と、数値が確認できる近影（拡大）写真の両方を撮影する	☐
1	盛土・切土	施工前	・全景が確認できる（区域が広い場合は複数方向から撮影する）	☐
		盛土（転圧）	・ローラー等、どのように転圧を行っているか確認できる写真がある	☐
			・複数回（複数層）転圧を行う場合は、それぞれの工程を撮影する	☐
			・土砂を区域外から搬入する場合は、車両等からの積み下ろしの様子を撮影する	☐
		切土	・重機等、どのように掘削を行っているか確認できる写真がある	☐
			・土砂を区域外へ搬出する場合は、車両等への積み込みの様子を撮影する	☐
		施工後	・全景が確認できる（区域が広い場合は複数方向から撮影する）	☐
2	地盤改良（表層改良）	資材	・固化材の種類等が確認できる写真がある	☐
		固化材の散布	・対象区域全体へ散布している様子が確認できる写真がある（区域が広い場合は複数個所での散布の様子を撮影する）	☐
		攪拌	・重機等、どのように攪拌を行っているか確認できる写真がある（区域が広い場合は複数個所での攪拌の様子を撮影する）	☐
		転圧	・ローラー等、どのように転圧を行っているか確認できる写真がある	☐
3	地盤改良（柱状改良）	資材	・固化材の種類等が確認できる写真がある	☐
		固化材の練り	・プラントでのセメントミルク練りの様子が確認できる写真がある	☐
			・固化材のスラリー比重を確認している写真がある（計測の実施等）	☐
		打設（掘削）	・キャリブレーションの実施を確認できる写真がある	☐
			・打設を行う重機が確認できる写真がある	☐
			・打設開始時、打設中、打設完了時の写真を撮影する（複数個所）	☐
			・打設時の改良深度、掘削速度、スラリー吐出、トルク値等の管理（計測）を実施していることが確認できる写真がある（計測機器の写真等）	☐
			・打設した改良柱のレベル、寸法が確認できる写真がある	☐
		打設完了	・打設後の全景が確認できる（区域が広い場合は複数方向から撮影する）	☐
		品質管理	・一軸圧縮試験等による強度確認について確認できる写真がある	☐
4	コンクリートブロック造擁壁	基礎（ベース、立ち上がり）	・各種配筋の鉄筋径、配筋間隔（縦横共）が確認できる写真がある ※配筋間隔は図面と相違しているケースが多いのでよく確認すること	☐
			・打設後のベース躯体の高さ、奥行きが確認できる写真がある	☐
			・打設後の立ち上がり躯体の高さ、奥行きが確認できる写真がある	☐
		コンクリートブロック	・各種配筋の鉄筋径、配筋間隔（縦横共）、配筋位置（何段目のブロックか）が確認できる写真がある ※配筋間隔、配筋位置は図面と相違している（不足している）ケースが多いのでよく確認すること	☐
			・ブロックの段数が確認できる写真がある	☐
			・配筋や段数が異なる箇所がある場合は、すべての箇所について写真を撮影する	☐
5	L型擁壁	共通	・認定条件（地盤地耐力、基礎下碎石、根入れ深さ、構造体上部フェンス等）に適合していることが確認できる写真を揃える	☐
		据付工事	・据付工事の様子が確認できる写真がある	☐
		工事完了	・完了後の全景が確認できる（区域が広い場合は複数方向から撮影する）	☐

開発工事写真 チェックリスト

	工種	工程・工事個所	注意事項	チェック
6	道路	路盤・表層工	・各組成の材質、厚みが確認できる写真がある	☐
			・転圧や舗装等の様子が確認できる写真がある	☐
		側溝	・ U型側溝等の寸法が確認できる写真がある	☐
			・ 設置の様子が確認できる写真がある	☐
			・ 種類や寸法の異なるものは、それぞれ写真を撮影する	☐
		集水柵	・ 柵の寸法（幅、奥行き、高さ）が確認できる写真がある	☐
			・ 設置の様子が確認できる写真がある	☐
			・ 種類や寸法の異なるものは、それぞれ写真を撮影する	☐
		工事完了	・ 完了後の全景が確認できる（区域が広い場合は複数方向から撮影する）	☐
			・ 幅員が確認できる写真がある	☐
7	汚水排水設備	配管	・ 径、埋設深さが確認できる写真がある	☐
			・ 材質や寸法の異なるものは、それぞれ写真を撮影する	☐
		柵	・ 径、埋設深さが確認できる写真がある	☐
			・ 全ての柵の写真が揃っている	☐
			・ 最終柵については、泥溜（150mm以上）が確認できる写真がある	☐
8	雨水排水設備	配管	・ 径、埋設深さが確認できる写真がある	☐
			・ 材質や寸法の異なるものは、それぞれ写真を撮影する	☐
		浸透柵、トレンチ等	・ フィルター層の厚みが確認できる写真がある	☐
			・ 浸透施設（碎石）の寸法（幅、奥行き、高さ）が確認できる写真がある	☐
			・ 透水シートが確認できる写真がある	☐
			・ 浸透柵、トレンチ管本体の径が確認できる写真がある	☐
			・ 全ての浸透設備等の写真が揃っている	☐
9	ゴミ置き場	基礎（ベース、立ち上がり）	・ 各種配筋の鉄筋径、配筋間隔（縦横共）が確認できる写真がある ※配筋間隔は図面と相違しているケースが多いのでよく確認すること	☐
			・ 打設後のベース躯体の高さ、奥行きが確認できる写真がある	☐
			・ 打設後の立ち上がり躯体の高さ、奥行きが確認できる写真がある	☐
		コンクリートブロック壁等	・ 各種配筋の鉄筋径、配筋間隔（縦横共）、配筋位置（何段目のブロックか）が確認できる写真がある ※配筋間隔、配筋位置は図面と相違している（不足している）ケースが多いのでよく確認すること	☐
			・ ブロックの段数が確認できる写真がある	☐
			・ 配筋や段数が異なる箇所がある場合は、すべての箇所について写真を撮影する	☐
10	その他	緑地等	・ 縁石等の設置を行う場合は、当該施工の様子が確認できる写真がある	☐
			・ 植栽等を行う場合は、当該施工の様子が確認できる写真がある	☐
		消防水利	・ 消火栓等の設置を行う場合は、当該施工の様子が確認できる写真がある	☐
			・ 防火水槽等の設置を行う場合は、当該施工の様子が確認できる写真がある	☐

【工事写真の提出に関する注意事項】

	注意事項	チェック
1	写真はカラーとし、大きさを統一させること。（見づらい大きさとししないこと）	☐
2	写真は部分拡大や切り取りなどの加工をしないこと。	☐
3	写真は工種ごとに整理し、タイトルを付けて何の写真か分かりやすくすること。	☐
4	コンクリートブロック造擁壁や排水設備（特に汚水柵及び雨水浸透設備）等は、どの位置の写真か分かるように整理すること。 （例：図面と写真に共通の通し番号を付けるなどの工夫をする）	☐